

案件等の説明事項

案件等に関する説明事項を記載しておりますので、資料と併せてご確認ください。

(1) 茨木市地域包括支援センター運営協議会の諮問について

茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則第2条の規定に基づき、別紙「茨木市地域包括支援センター運営協議会の諮問書について」のとおり、諮問いたします。

(2) 審議案件1 地域密着型サービス事業者の指定について

(資料1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1件

北圏域で、令和4年7月1日に事業開始予定の「地域密着型介護老人福祉施設ほくしん苑(えん)」の資料になります。

1・2ページ目に概要、3ページ目に人員・設備運営基準とその適合状況、4ページ目から運営規程、周辺地図、日常生活圏域での所在地を掲載しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の特別養護老人ホームになります。

地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すサービスです。

事業所の所在地は茨木市泉原37番6号、入居定員は29人です。

法人名称は社会福祉法人天王福祉会(てんのうふくしかい)です。昭和55年4月に法人設立し、茨木市内を中心に、児童福祉施設、介護サービス施設、障害福祉施設を開設しています。

昭和57年4月に「特別養護老人ホーム 茨木荘」を開設しましたが、令和元年10月に茨木市丑寅二丁目に移転したため、その跡地を活用し、併設の「老人保健施設 清溪苑」(平成6年7月開設)のサテライト型居住施設として、令和4年7月1日から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を運営する予定です。